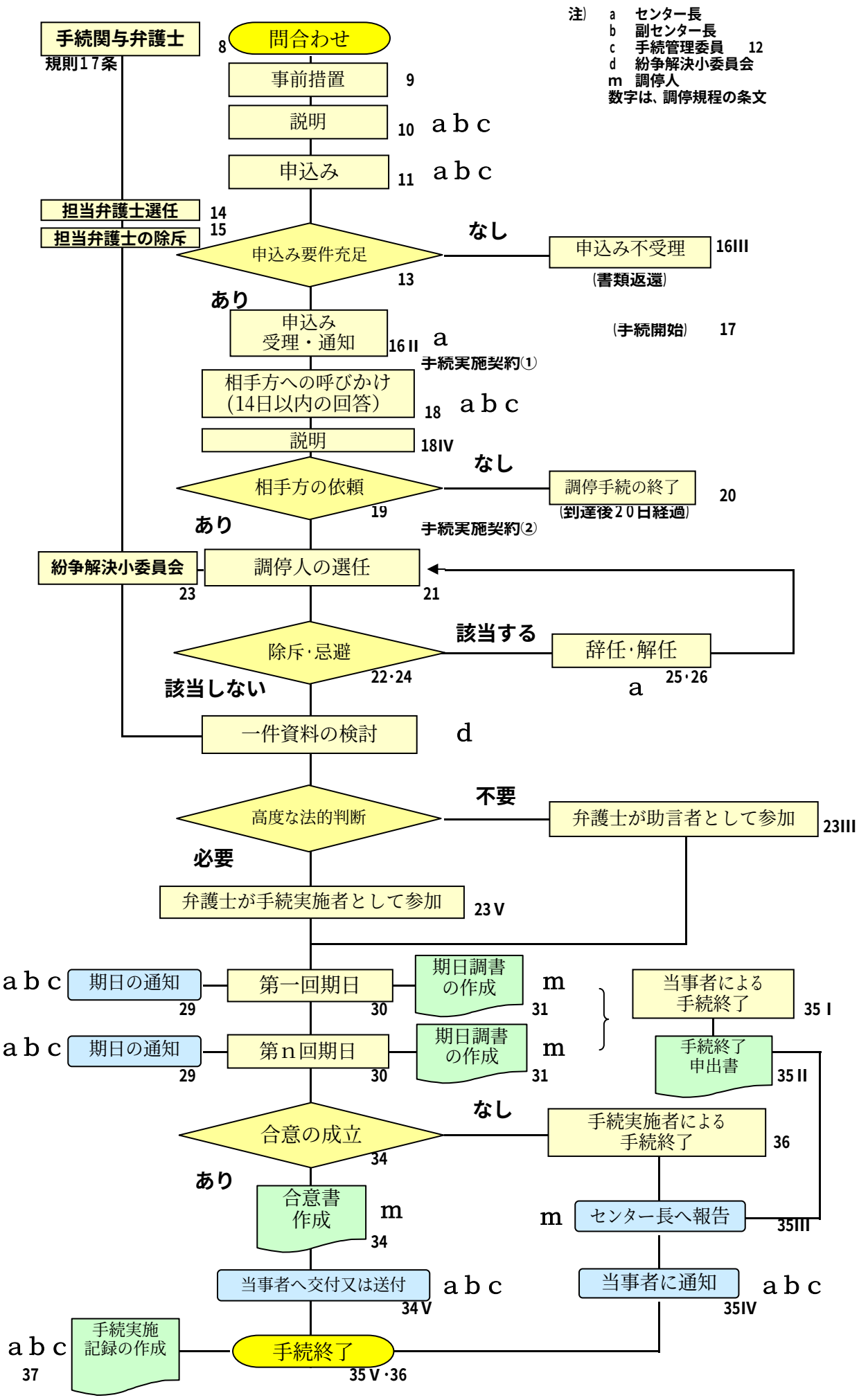
注）
a センター長
b 副センター長
c 手続管理委員 12
d 紛争解決小委員会
m 調停人
数字は、調停規程の条文
手続関与弁護士
規則17条
8
問合わせ
事前措置
9
説明
10
a b c
申込み
11
a b c
担当弁護士選任
14
担当弁護士の除斥
15
申込み要件充足
13
なし
申込み不受理
16III
（書類返還）
あり
申込み
受理・通知
16 II
a
手続実施契約①
（手続開始）
17
相手方への呼びかけ
(14日以内の回答)
18
a b c
説明
18IV
相手方の依頼
19
なし
調停手続の終了
20
（到達後２０日経過）
あり
手続実施契約②
紛争解決小委員会
23
調停人の選任
21
除斥・忌避
22・24
該当する
辞任・解任
25・26
a
該当しない
一件資料の検討
d
高度な法的判断
不要
弁護士が助言者として参加
23III
必要
弁護士が手続実施者として参加
23 V
a b c
期日の通知
29
第一回期日
30
期日調書
の作成
31
m
当事者による
手続終了
35 I
a b c
期日の通知
29
第n回期日
30
期日調書
の作成
31
m
手続終了
申出書
35 II
合意の成立
34
なし
手続実施者による
手続終了
36
あり
合意書
作成
34
m
m
センター長へ報告
35III
当事者へ交付又は送付
34 V
a b c
当事者に通知
35IV
a b c
a b c
手続実施
記録の作成
37
手続終了
35 V・36